

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010 ～ 2012

課題番号：22530002

研究課題名（和文） 近世江戸幕府「評定所」の機能に関する総合的研究

研究課題名（英文） A Comprehensive Study Concerning the Functions of the Hyoujousho in the Early Modern Edo Shogunate

研究代表者

坂本 忠久 (SAKAMOTO TADAHISA)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60241931

研究成果の概要（和文）：本研究は、江戸幕府の評定所に残されている司法統計の内容について考察を加え、本来喫緊の課題であったにもかかわらず、従来漠然と理解されていた点を明らかにすることを通じて、近世社会における司法制度の特徴とその限界について提言を試みたものである。その結果として、近世社会においては、「訴訟」件数が著しく多かつたとともに、司法と行政が未分離なことを新たな史料を駆使しながら改めて明らかにしている。

研究成果の概要（英文）：

In addition to analyzing extant judicial statistics from the Hyoujousho of the Edo Shogunate, by elucidating issues that despite heretofore having been vaguely understood continue to be of an essential nature, this study attempts to put forth suggestions as to how best to understand the boundaries and characteristics of the judicial system within the society of the early modern period. By way of a careful analysis of documents that have recently come to light, this inquiry concludes both that the incidence of “litigation” was remarkably frequent, and that the judiciary and administration had indeed not yet been distinguished at the time in question.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：評定所・江戸幕府・司法

1. 研究開始当初の背景

本研究者は、これまで江戸を中心とした近世都市における「訴訟」に関する研究を行ってきた。そして、その研究は以下のような特色を有しており、また次に述べるような新たな知見を得ることに成功したものと思われる。

る。

第一に、江戸を中心として「都市」の裁判の実態を明らかにできた点である。大変奇妙なことであるが、従来の近世裁判に関する研究は、特にここ二、三十年の間に目覚ましい発展を示しているものの、「公事宿」に宿泊

し、その協力を得て行われるような農民によって提起された裁判を考察の対象とするものがほとんどであった。そのため、その重要性は指摘されていたにもかかわらず、江戸のような都市部における裁判の実態は、ほとんど明らかにされていなかった。

また、それは、従来の研究が、主に裁判の結果等のみを窺い知ることができるようないわゆる「裁判史料」に依拠していたことによるところが大きいと思われるが、広く「町方史料」や「行政史料」等も分析の対象とすることによって、この点の克服を目指し、一定の成果に結びついたと考えるものである。

第二に、「吟味筋」(刑事裁判)、「出入筋」(民事裁判)のみを分析するのではなく、これもほとんど研究対象とされることはなかった「訴願」(許認可、処分等の公権力への措置を求める請願)も視野に入れながら考察を進め、広く裁判研究を試みた点である。「訴願」については、従来特に日本史の分野において、民衆運動の一形態としては注目されていたものの、その制度的特徴等については、分析されることも少なく、そのため必然的に「訴願」の近世の司法制度における位置づけはほとんどなされることはなかったと言って過言ではない。

ところが、上記の方法を採用したことにより、「訴願」の基本的属性は、現在の行政行為や行政過程に相当する手続きを包含する広い概念として理解すべき場合が数多く存在していたことを新たに指摘することに成功したものである。

本研究「近世江戸幕府「評定所」の機能に関する総合的研究」では、上記の手法をさらに発展させることにより、十分な成果が期待できると考えたものであるが、その大きな理由として、「評定所」の下した判決の記録が誠に残念なことに、関東大震災によって全て灰燼に帰してしまっているという客観的事実と、そのため近年ではそもそも評定所が研究対象とされること自体少ないといった点を挙げておきたい。すなわち、従来現在の最高裁判所にもなぞらえることができるように本来重要な研究課題であるはずの評定所の司法上の機能の分析は、過去の判決記録に依拠するといった正当な方法では物理的にも不可能に近いのが現状であったと思われるのである。

したがって、これらの研究状況を克服するためにも、評定所の行政上、訴訟手続きに関する規定を含んだ立法上の役割を明らかにした上で、改めてその近世社会における司法上の機能を位置づけるという手法が有効であると考えたのである。

2. 研究の目的

(1) 第一に、評定所は、現在の「最高裁判所」になぞらえるのが通例である。したがっ

て、評定所の司法上の機能を明らかにすることは、江戸の町奉行所、勘定奉行所、寺社奉行所、大坂町奉行所、京都町奉行所をはじめとする、近世社会における他の主要な司法(行政)機関の司法(行政)上の機能の特質も、間接的ではあるが同時に浮かび上がらせることになるとともに、その各々の分析の際の新たな指針と重要な比較材料を提供することになると思われる。

(2) 第二に、近世社会における評定所の行政上、立法上の機能については、残念ながら従来は断片的に指摘されるに止まっており、したがって、これを総合的に分析することは、その客観的評価を可能にするものと思われる。そして、その結果として、近世社会において評定所の果たした役割を相対化することにも繋がり得ると考えるものであり、日本法制史の分野のみならず、日本史、政治史、経済史等の周辺の分野に対しても、重要な素材と情報を提供することになると信じるものである。

3. 研究の方法

本研究では、(1) 江戸幕府の評定所に関する既刊の史料集を収集・分析するとともに、全国に散在している未完の史料のなかでも、従来注目されることのなかったものについて史料調査を実施する、(2) 収集した評定所に関する史料について、司法関係のものだけでなく、行政上、立法上のものも含めて総合的な分析を実施する、(3) 評定所の機能の全体像を総合的に押さえた上で、その司法上の機能について客観的に分析し、近世社会における評定所の「司法機関」としての役割について再定置を試みる、という三段階の方法を採用したものである。そして、各年度における具体的方法は、以下の通りであり、ほぼ予定どおり行うことができた。

①<2010年度>

本年度は、本研究にとって必要不可欠でありながら、当該研究機関においてほとんど備えられていない、既に活字化されている「評定所」関係の図書・史料(資料)を購入し、その分析に取り掛かった。またそれと並行して、全国各地の図書館、文書館等に所蔵されている史料を広く渉猟した。周知のように、評定所の判決記録はその主なものは関東大震災によって焼失しているため、評定所より下された判決を始めとする全国に残されている諸記録を丹念に収集するため、国会図書館、内閣文庫、東京大学附属図書館、同法制史史料室、東北大学附属図書館、京都大学附属図書館、等への史料調査を実施した。

そして、収集した史料を基礎としてデータを整理したものである。その際に留意したのは、可能な限り史料を網羅的に分析したことである。具体的には、近世の諸々の制度が「確立」したと考えられる近世の中期(18世

紀初頭)を一つの画期として、その前後において評定所の果たした役割にどのような変化が見られるか、という点を追究したものである。さらに、評定所の実施した政策のなかに各地方の独自の状況を顧慮したものがあるか否かを確認した。それは、先行研究において、同じ幕府領地においても、江戸、大坂、京都等において各施策に変化が認められることが指摘されているからである。

以上のような方法により、評定所の諸機能についての概要についての把握を試みたものである。

②<2011 年度>

続いて本年度は、前年度と同様にそしてさらに対象を広げた関係各所への史料調査を実施するとともに、評定所が少しでも関係したと思われる裁判・行政関連の史料を収集した。そして、収集・整理したデータについて詳細に検討・考察を加えた。

その際留意した点は、①司法関係の史料だけでなく、行政、立法に関する史料についても分析の対象とする、②特に行政、立法に関する史料については、評定所が出したいわば結論だけでなく、そこに至るまでの過程も視野に入れて考察する、③司法、裁判関係の史料についても、導き出されて結論、すなわち判決や判決文だけでなく、いわゆる出訴から判決に至るまでの一連の手続き(裁判手続き)の特色についても注意を払う、といったことである。

そして、上記の方法により、評定所の司法上の機能の究明に集中していた先行研究の特色と不十分と思われる点に留意しながら、その近世社会における評定所の機能について総合的な把握に努めたものである。その結果、評定所の機能について客観的に評価することが可能となり、従来明らかにされていなかったり、明らかにされてもそれは極めて不十分であった特質を抽出することができたものとする。

③<2012 年度>

本年度は、最終年度であることから、いまだ不十分と思われる史料調査を実施するとともに、前2年間の研究成果の総括作業を実施した。そして、その作業の手順は以下の通りである。

まず第一に、本研究の成果の一部について、学会報告したこととともに、講義、演習のなかでもその情報の一部を解りやすくかみくだいた上で積極的に提供した。

第二は、研究成果として得られた評定所に関する未見の史料の中で、今後関連する研究を進める上で特に重要と思われるものについて、整理し、その紹介のための準備に取り掛かった。また、目録等の作成についても検討している。

第三に、主として上記の史料を具体的な根

拠として、評定所の機能に関する新たな知見について、学術論文の執筆の準備を実施している。

評定所の下した判決記録の欠如・不足という宿命的理由から、評定所のとりわけ司法上の機能について当初予定していた考察を十全に実施することができなかったという側面があることは否定できないが、各地に残存している断片的な史料をつなぎあわせることにより、その欠を補うことが可能であったと考えるものであり、また従来は不十分であったその行政上、立法上の諸機能についての新たな知見を加えることができたと思われ、結果的に評定所に関する総合的な研究として、意義ある前進となったと確信するものである。

4. 研究成果

現在幕府の評定所をめぐっては、享保4年(1719)以降合計13年分の司法統計が残されており、そこには評定所に毎年何件の「訴訟」と「公事」がそれぞれ提起されていたのかが記録されている。ところが、この司法統計に関しては、本来ならまず第一に明らかにしなければならないはずの「訴訟」と「公事」の具体的な内容について、史料の限界もありこれまでは必ずしも明確にされてはこなかったのである。

本研究においては、先行研究の問題点とその理由について整理し、「大岡越前守忠相日記」等の史料を使い、評定所を中心とする幕府の裁判や司法統計に関する基本的な姿勢を浮かび上がらせた。そして、これまでほとんど注目されることのなかった寛保2年(1742)の行政法規を考察の中心に据えて上記課題への接近のための分析を実施した。その結果、「訴訟」には行政行為や行政過程の一環としての性格を有する「訴願」が含まれている点と、統計上「訴訟」と「公事」とは別に形状されている点、の新たな結論を導き出すことに成功していると思われる。

その上で、以上の評定所の司法統計に関する理解は、評定所だけに妥当するものではなく、江戸の町奉行所や大坂町奉行所の司法統計についてもあてはまる可能性が高いことに言及し、特に江戸の町奉行所の司法統計のなかでも「江戸時代は裁判が多かった」としてその象徴的な根拠としてしばしば引用される有名な数字は、実はその内容を十分に検討することなしに、従来いわば一人歩きしている観があることを指摘したものである。

さらに、統計のなかでは「訴願」が「訴訟」として捉えられていることにも同時に注目し、近世の司法、裁判研究における「訴願」の制度的究明のさらなる必要性を、今後の重要な研究課題として提言しているものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 1 件)

- ① 坂本忠久、近世江戸の都市法とその運用・施行に関する一試論—「類集撰要」(旧幕府引継書)巻七・巻八を素材として—、法制史学会、2012年6月17日、金沢
[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂本 忠久 (SAKAMOTO TADAHISA)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60241931

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：